

福井県保険者協議会特定健診・特定保健指導等評価検討会設置運営要綱

(目的)

第1条 福井県保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、福井県保険者協議会特定健診・特定保健指導等評価検討会（以下「評価検討会」という。）を設置し、医療保険者が効果的かつ効率的な保健事業を実施するために、特定健診・特定保健指導の現状分析および評価を行い、生活習慣病の発症及び重症化の予防に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 評価検討会は、保険者の連携協力に係る次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 特定健診受診状況から受診率向上のための方策
- (2) 特定保健指導利用状況から利用率向上のための方策
- (3) 改善率から保健指導の手法
- (4) 分析結果から保健指導体制
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 評価検討会は次の区分による委員をもって構成する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 国民健康保険保険者を代表する者 | 1名 |
| (2) 健康保険組合を代表する者 | 1名 |
| (3) 全国健康保険協会福井支部を代表する者 | 1名 |
| (4) 共済組合を代表する者 | 1名 |
| (5) 福井県 | 1名 |
| (6) 学識経験者 | 1名 |

2 評価検討会は、必要に応じて福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、福井県栄養士会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 評価検討会には、会長1名、副会長1名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 会長は、検討会の会務を掌理し、検討会の座長となる。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職を代理する。

(事務局)

第6条 評価検討会の事務局は、福井県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(会議)

第7条 評価検討会は必要に応じて協議会会長が召集する。

2 評価検討会は、協議会会長が互選されるまでの間、福井県国民健康保険団体連合会理事長が招集する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。